

プロポーザルの実施に係る提案書の募集について

次のとおり、プロポーザルを実施しますので、参加希望者から提案書を募集します。

令和6年1月22日

富山市長 藤井 裕久

1 業務概要

(1) 業務名

富山市民球場人工芝及び防護マット更新業務

(2) 業務内容

別紙「富山市民球場人工芝及び防護マット更新業務仕様書」参照

(3) 発注課

市民生活部スポーツ健康課

(4) 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 提案限度額

300,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 資格要件

(1) 参加者に必要な資格

- ア 富山市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。（参加表明書提出時点で競争入札参加資格者名簿登録者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行うこと。）
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ウ 富山市競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- エ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人的関係のいずれにも該当しないこと。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（②において「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く）

- ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

オ 富山市民球場人工芝及び防護マット更新業務委託受託候補者選考委員会委員と利害関係を有しないこと。

(2) 履行にあたり必要な要件

ア 体制

本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際して迅速に対応できる体制を有すること。

イ 過去の履行実績

令和6年1月1日から起算して過去5年以内に地方自治体、教育機関、民間等の所有を問わず、野球場（メイングラウンド）の人工芝の全面的な張替え業務を3件以上実施した経験があること。

ウ 責任者の資格、経歴

監理技術者資格（土木工事または舗装）を有する技術者を選任して配置すること。

エ 共同企業体での参加

共同企業体での参加を認める。但し、共同企業体及びその共同企業体に参加する企業は、すべて(1)アを満たすこと。なお共同企業体での参加を希望する場合は、参加表明書提出前に、契約課へ共同企業体での参加資格申請を行うこと。

3 日程及び事務手続き

(1) 説明資料（富山市民球場人工芝及び防護マット更新業務仕様書）について

ア 交付期間

令和6年1月22日（月）午前9時から同年2月9日（金）午後5時まで

イ 交付場所及び方法

市ホームページからダウンロードしていただくことで交付します。

(2) 参加表明書（様式1）、資本関係・人的関係に関する調書（様式2）及び、履行にあたり必要な要件調書（様式3）の提出について

ア 受付期間

令和6年1月22日（月）午前9時から同年2月9日（金）午後5時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

財務部契約課への持参又は郵送若しくはメールにて受け付ける。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は、收受を確認するため、送付後に契約課へ電話で連絡していただきますようお願いいたします。

(3) 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知について

令和6年2月19日（月）までにメールで通知します。

(4) 質問書（様式4）について

指定した期間内に、「質問書（様式4）」をメールにて契約課へ提出すること。

※上記以外の方法による問い合わせには、応じられませんのでご了承ください。

ア 受付期間

令和6年1月22日（月）午前9時から同年2月9日（金）午後5時まで

イ 受付場所

財務部契約課

ウ 回答方法

回答は質問者に対して、メールで行います。また、質問者の法人名を伏せた上で富山市ホームページに公表します。

(5) 提案書について

ア 受付期間

令和6年2月19日（月）午前9時から同年3月4日（月）午後5時まで（必着）

イ 受付場所及び方法

財務部契約課への持参又は郵送により受け付けます。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

※郵送の場合は3月4日（月）必着とし、一般書留又は簡易書留で送付してください。

ウ 提出書類

次の①～⑦について、指定様式又は任意様式（必須事項あり）により、記載してください。

なお、④～⑦については、別紙「業務説明資料（仕様書）」及び「提案書評価基準表」中の評価基準番号を参照し、具体的に記載してください。

① 提案書表紙

② 企業等概要（様式5）

③ 同種・類似業務の実績調書（様式6）…評価基準番号1

④ 業務実施体制（様式任意）…評価基準番号2

⑤ 業務実施スケジュール（様式任意）…評価基準番号3

⑥ 実施内容（様式任意）…評価基準番号4～15

※業務の全体説明に加え、4～15の各評価基準項目について自社の提案におけるPRポイントを記載すること。

※評価基準番号12については、「富山市民球場人工芝及び防護マット更新業務委託仕様書3（1）⑧」に記載の資料を提出すること。

※評価基準番号15については、仕様書との比較や本市の負担軽減の具体的な内容などを分かりやすく記載すること。

⑦ 見積書（様式指定なし）…評価基準番号16

※業務内容や項目別に積算内訳を記載したもの。

※当該費用には本業務委託を実現するため全ての費用を含むものとします。

※追加費用が発生する可能性のあるものについては、あらかじめ明示すること

※事業者選定後、提示金額の範囲内で当該業務を発注するものとします。ただし本市の求めに応じて業務内容を追加した場合はその限りではありません。

エ 提出部数

提案書 9部

提案書（概要版） 9部

※別途、①～⑦の電子データ（PDFファイル形式）をメールにて提出すること。

オ 留意事項

・ 「富山市民球場人工芝及び防護マット更新業務仕様書」に準拠して記載すること。

・ 提案書等には自社名を記載しないこと。また、提案内容から自社名を推測されない内容と

すること。

- ・ 提案書に記載する項目名称及び項番は採点が簡便に行えるよう「評価基準」の評価項目、番号を意識した構成とすること。
- ・ 提案書は A4 形式で 30 ページ以内（本市の様式指定部分を除く）にまとめること。必要に応じて、A3 版（横使い、横書き、片面使用）を可とするが、その場合は中折りすること。また、右端に各様式のインデックスを付け、左端をステープラー等でとめること。
- ・ 本市に対して特に訴えたい箇所を取りまとめた提案書（概要版）を 10 ページ以内で提出すること。なお概要版の各項目の見出しは「評価基準」の評価項目を記載すること。

(6)事前審査（書類審査）

4 者を超える参加者があった場合は、事前審査として、提出のあった提案書にて各委員による書類審査を行い、本審査となるヒアリングに進む 4 者を選定します。なお事前審査の評価項目は本審査の評価項目と同一のものとし、本審査の 1 週間前までに事前審査の結果を各参加者に案内します。

(7)ヒアリングについて

提出された提案書をもとに、選考委員会によるヒアリングを実施します。

ア 実施日時

令和 6 年 3 月下旬（予定）（時間及び場所は決まり次第別途通知します。）

イ 実施方法

30 分以内（プレゼンテーション 20 分、質疑回答 10 分程度）

ウ 留意点

- ・ プレゼンテーションの際、自らの名称を明らかにしないこと。
- ・ 説明員は 4 名以内とします。出席者の条件は、契約の相手方となった場合、業務の責任者、担当者となる予定の者からの説明を行うこと。
- ・ プロジェクター、HDMI ケーブル、スクリーン、机、椅子等については本市が用意します。その他必要機器（PC、接続ケーブル類等）については各事業者で準備すること。
- ・ プレゼンテーションの内容は提案書に記載した内容のみとし、それ以外の資料の配布、投影は認めません。

(8) 選定方法・結果の通知について

ア 受託候補者の選定方法

選考委員会を開催し、提出書類、ヒアリング及び質疑回答による審査を行い評価します。評価基準・項目・配点は別添「評価基準」のとおりです。

イ 最低選定基準点

全審査員の合計点数 1500 点のうち 900 点

ウ 結果通知

選考委員会の評価結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果をメールで通知しま

す。

なお、実施結果については、結果通知後に参加者の名称を富山市ホームページで公表します。
参加者数が2者以下であった場合、各参加者の得点が公表されますのでご注意ください。

4 選考委員会委員職氏名

委員長 副市長 今本 雅祥
副委員長 市民生活部長 大沢 一貴
委員 財務部次長 石金 俊介
委員 営繕課長 生田 朋道
委員 富山野球協会副理事長 奥野 弘幸

5 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、参加者としての資格を失い、提案することはできません。

- ①参加資格要件を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ③委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ⑤実施要領の内容を遵守しない場合
- ⑥その他選考委員会が不適合と認める場合

6 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出、返却に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 受託候補者となった者が提出した書類は返却しません。
- (3) 提案書等の情報公開の請求があった場合は、個人情報及び法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものなどを除き公開することがあります。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託候補者に特定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (5) 本業務の契約締結は、富山市議会での令和6年度予算に係る議案の議決を要します。

（担当）財務部契約課物品契約係
（電話）076-443-2024

（メール）keiyaku-01@city.toyama.lg.jp